



「下請報告書に代金支払は現金100%と書

いてあるが、帳簿で確認させて欲しい…」といきなり調査員が切り出しました。800万円以上の県工

事の元請業者は下請に施工させる場合、下請契約

日から7日以内の報告書提出義務がありますが、従来は①7日以内に提出しているか②技術者の専任はOKか等を経審実調時にチェックし評点の減点対象としてきました。ところが

「許可を新規で申請するため、ある司法書士の事務所に依頼にいったが、今一つはつきりしない…許可を取っている知り合いに尋ねたら、お宅を紹介された…」とA氏が相談にいられたのは9月初旬の事でした。新規で許可申請

する場合のポイントは、①経営業務管理責任者(経管者)と専任技術者(専技)の証明と裏付資料②経管者と専技の常勤性の確認…ですが、A氏の場合、現在役員をしている会社は不動産業を主に営

元請下請間事前調査の背景にのトラブル何が…

最近、国交省の“駆け込みホットライン”=建設業法違反通報窓口=が各地方整備局に設置され、元請・下請間の契約上の法令違反に対し立入検査や処分を行う動きが強まってきたのです。国交省のHPに「建設業法令遵

守がトライン」が掲載されています。見積り条件の提示や

当初契約の有無、追加・変更契約、赤伝処理や支払保留、資材の購入強制、指値発注…等、実に多くの違反事例が出ています。県の担当者の調査ポイントが変化している理由とその背景が分かります。



み、それ以前の個人営業の時期が建設業の経営経験を証明し易い期間になります。ただ20年もの前からの事ですので、証明は大変です。また現在の会社の事業目的に建設業を入れる定款変更等も必要に。合わせて増資の手続きも行い許可申請は準備

万端整いました。後は許可待ちです。最後に、来年度の県入札と経審の説明会が10/8から月末にかけて県内12カ所で開催されます。是非出席して情報収集を!



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!